

平成十三年三月九日受領
答弁第一三三号

内閣衆質一五一第一三号

平成十三年三月九日

内閣総理大臣 森 喜 朗

衆議院議長 綿 貫 民 輔 殿

衆議院議員金田誠一君提出内閣官房報償費の秘匿性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員金田誠一君提出内閣官房報償費の秘匿性に関する質問に対する答弁書

一について

会計法（昭和二十二年法律第三十五号）以外に御指摘の「所定の会計手続」を定めた法令は別紙のとおりである。

二について

内閣官房の報償費についてその具体的な用途等を公表しないことを直接規定した法令はないが、その経費の性格上、予算に計上されて以来一貫してこうした取扱いを原則としているところである。

三について

国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第百条第一項の「職務上知ることのできた秘密」とは、秘密の指定の有無にかかわらず、一般に知られていない事実であつて、他に知られないことについて相当の利益を有するもの、すなわち、非公知性と秘匿の必要性の二つの要素を具備している事実をいうものと解しており、内閣官房の報償費の具体的な用途等は、一般的にこれに該当するものと考えられる。

四について

内閣官房の報償費は、国が、国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に
応じその都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用する経費である。こうした経費の性
格上、その具体的な使途等を公にすることにより、行政の円滑かつ効果的な遂行という公の利益に重大な
支障を生ずるおそれがあると判断しているところである。

五について

内閣官房の報償費については、会計法等の法令に基づき、支出負担行為担当官が支出負担行為をし、支
出官が支出の決定及び国庫金振替書の交付をし、これを受けて、出納官吏により取扱責任者に対して支払
がなされている。この段階で、会計法上は歳出として支出されたこととなる。

取扱責任者は、報償費の目的に沿って、その都度の判断により、適切な使途について、最も適当と認め
られる方法で支出している。現在行われている支出方法のすべてを明らかにすることは、行政の円滑かつ
効果的な遂行に重大な支障を生ずるおそれがあるため、答弁を差し控えたい。

また、支出方法が法令に違反するものであってはならないことは当然である。

六について

計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）第二十一条により、領収証書のほか、領収証書を得難いときは、その事由、支払先及び支払金額を明らかにした支出官の証明書（第一号ただし書）、支出の内容を明らかにした決議書の類（第二号）、請求書（第三号）、契約書（第四号）、契約の変更、解除又は違約処分をしたものがあるときは、その関係書類（第五号）及び予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）第一百一条の九第一項の規定による検査調書又は契約事務取扱規則（昭和三十七年大蔵省令第五十二号）第二十三条第一項の規定による検査に係る書面（第六号）が、支出計算書の証拠書類として定められている。

七について

内閣官房の報償費については、昭和五十八年度以降財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十三条第二項の規定により彼此流用しを行つた例はない。

八について

内閣官房の報償費に関する事項の秘密の保全を直接の目的として制定された規則は存在しない。

- 一、 財政法（昭和二十二年三月三十一日法律第三十四号）
- 一、 予算決算及び会計令（昭和二十二年四月三十日勅令第六十五号）
- 一、 支出に関する事務を電子情報処理組織を使用して処理する場合における予算決算及び会計令等の臨時特例に関する政令（昭和五十五年三月二十七日政令第二十二号）
- 一、 日本銀行国庫金取扱規程（昭和二十二年九月二十七日大蔵省令第九十三号）
- 一、 支出官事務規程（昭和二十二年九月二十七日大蔵省令第九十四号）
- 一、 出納官吏事務規程（昭和二十二年九月二十七日大蔵省令第九十五号）
- 一、 支出負担行為等取扱規則（昭和二十七年三月三十一日大蔵省令第十八号）
- 一、 電子情報処理組織を使用して処理する場合における支出に関する事務の取扱いの特例に関する省令（昭和五十五年三月二十七日大蔵省令第十一号）
- 一、 計算証明規則（昭和二十七年六月七日会計検査院規則第三号）